

フリードリッヒ・リストとドイツ関税同盟

——パリ時代を中心に——

目次

- 一 問題——関税同盟に対するリストの関心
- 二 『国民的体系』の成立過程——パリ時代のリスト
 - 1 パリ行きと懸賞論文の執筆
 - 2 『自然的体系』から『国民的体系』へ
- 三 パリ時代のリストの関税同盟論
 - 1 『自然的体系』
 - 2 『自然的体系』以後の論稿
 - 〔英国の穀物法とドイツの保護制度〕
 - 〔歴史の見地からみた外国貿易の自由と制限〕

諸
田
實

一 問題——関税同盟に対するリストの関心

フリードリッヒ・リスト（一七八九—一八四〇）は国民経済学者であり、鉄道の先覚者であり、すぐれたジャーナリストであったが、また、「ドイツ関税同盟の父」ともいわれている。ドイツの国民的統一の基礎となったこの関税同盟の形成と発展を考えると、リストの果たした大きな役割を見逃すことはできない。リストは五六年の生涯を通じて、特に一八一八年以降、ドイツの政治的・経済的国民統一という目標に向けて文筆と実践の活動を続けたのであるが、彼の活動と著作を年代を追って点検してみると、その中で特に関税同盟に深く関わった時期が、関税同盟の成立以前と関税同盟の第一回の延長（更新）の時期と、前後二回あったように思われる⁽¹⁾。

前期というのは関税同盟が成立する十数年前のこと、一八一九年から二年足らずの間、リストの生涯の中で「初期の商業政策的闘争期」と呼ばれている時期である。リストは一八一九年春（二九歳、テュービンゲン大学教授）フランクフルトで「ドイツ商工業協会」（のちに「ドイツ商人・工場主協会」と名称変更）の結成に参画し、その法律顧問として——実質的には指導者として——連邦議会への請願、ドイツ諸国の宮廷歴訪、協会の機関紙「オルガン」の発行など、ドイツの内部関税の撤廃と共同の国境関税の設定を目標に、国民的商業・貿易政策の実現に向けて精力的な活動を続けた⁽²⁾。この運動を通じてリストは全ドイツの関税統一を明確に主張したが、この時の彼の主張はのちに関税同盟の形成と拡大の過程を通して実現されることになった。その意味でリストは「関税同盟の父」といわれるのである。

しかし、この時にリストが唱えた全ドイツの関税統一は、ハンザ都市ブレイメンが最後にドイツの関税制度に統合される一八八四年まで（発効は一八八八年）、その実現に七〇年近くを要したし、実現された関税統一の空間構造はリストが考えていたようなドイツ連邦中心の大ドイツ的統一ではなく、ドイツ連邦という政治的枠組の外側に、連邦の議

長国オーストリアを排除して生まれたプロイセン中心の小ドイツ的統一であった。しかも、一方では、のちに関税同盟の盟主となるプロイセンは前年の一八年に自国内の関税改革を実施したばかりで、財政再建に追われていたこの時点ではまだ他国との関税同盟の形成を明確な政策目標に掲げていなかったし、他方では、「全ドイツ関税統一の前段階」としてリストがその実現に期待を寄せた南ドイツ諸国の関税統一は、一八一九年から二三年まで何回会議を重ねてもまとまらないで失敗に終わっている⁽³⁾。

そのうえ、関税統一運動が始まったばかりの一八二〇年一二月に、リスト自身ロイトリンゲン市民を代表してヴェルテンベルク王国の等族議会に選出されたが、その直後の一八二一年一月に彼の草した請願書 („Reuflinger Petition“) の急進的な内容を密告されたことから、二月に議会から追放されたばかりでなく翌二二年四月には有罪判決を受けて官憲に追われる身となり、逃亡(一八二三年四月―二四年八月)と拘禁(一八二四年八月―二五年一月)のすえに釈放と引きかえにアメリカへ渡ることになって(一八二五年四月二六日、ルアーブル発)、プロイセンが蔵相モッツを中心に関税同盟推進の政策に着手する頃には、関税統一運動の戦列から離れざるを得なくなった。そういうわけで、ドイツで最初の二国間関税同盟が南(バイエルンとヴェルテンベルク両国)と北(プロイセンとヘッセン＝ダルムシュタット両国)で続いて成立した一八二八年には、リストは海の彼方のアメリカにあって、ドイツ語新聞の編集や炭鉱と鉄道の事業にかかりきっていた⁽⁴⁾。一八三二年にドイツへ戻ってからも彼の関心はもっぱら鉄道問題に向けられて、郷国ヴェルテンベルクでプロイセンとの関税同盟をめぐる賛否両論が闘わされた三三年にも、ドイツ関税同盟が二一か国を結集して発足した三四年にも、『リスト全集』第九巻に収録されている著作一覽で調べた限り――ロイトリンゲンの「リスト文庫」のカードで調べても――、新聞と大衆雑誌に発表した三編の記事を除けば、リストは関税同盟に関する論稿を一編も発表していないのである。

したがって、関税同盟が成立する十数年以前にいちやく全ドイツの関税統一という目標を明確に示した点で、リストは「関税同盟の父」だといえるが、現実に関税同盟が形成される時には彼自身は運動に参加できない状態にあつたし、発足時にも彼の関心は主として鉄道という国民的交通制度に向けられていたのである。「ドイツ関税同盟の思想的建設者」と評されるゆえんである⁽⁶⁾。この点は、リスト自身が自分の思索と活動の跡を半生にわたって振り返って記している、『国民的体系』の緒言を読めば明らかであろう。

さて、一八三四年に八年間の期限で発足したドイツ関税同盟は、四〇年から四一年にかけて条約を更新して一二年間延長された。第一期の関税同盟は発足後二年以内に南ドイツを完全に統合して、のちのドイツ帝国領域の人口の八二%を占める広域の共同市場に成長し、関税収入の増加が加盟国の財政状態を改善した。同盟の内部では盟主国プロイセンと他の諸国との間に、たとえばライン河入港税や調整課徴金をめぐって意見の対立も生じたが、三〇年代には関税同盟の運営は比較的平穩に推移したといえる。関税同盟内の対立が一気に増大するのは、同盟を代表してプロイセンがオランダとの通商条約（一八三九年）、英国との航海条約（一八四二年）を締結した頃からである。これら二つの条約の締結は、特に後者の場合、関係する産業界の反対をこえてドイツ人の国民感情に火をつけ、南ドイツを中心に世論をまきこんだ幅広い保護主義の運動がまき起こった。そして、関税同盟が第二期に入った四二年以降、麻・綿糸と銑鉄の輸入関税をめぐって自由貿易か保護主義かという関税・貿易政策上の対立が、専制政治に対する自由主義の運動と結びついて、一気に高揚することになる⁽⁷⁾。

リストが現実の関税同盟の政策に深く関わるのはこの時期である。一八三二年にアメリカから帰って以来、ドイツ最初の長距離鉄道であるライプツィヒ・ドレスデン鉄道の建設に携わっていたリストは、大きな貢献にもかかわらず三七年八月に追われるようにザクセン（ドイツ）を離れてパリへ向かった。パリに移ったリストは同年中に懸賞論文の

『自然的体系』を書きあげて関税・貿易問題を論じたが、引きつづく数年間に、関税同盟の関税・貿易政策に対して関心と危惧の念を深め、差し迫った現実の必要に応えるために、スミスとセーの世界主義経済学に対抗する国民経済学の体系の第一巻として「国際貿易、貿易政策、ドイツ関税同盟」を執筆した。これが現存する『国民的体系』である。『国民的体系』は、初期の「ドイツ商人・工場主協会」時代の活動と米國時代の関税・貿易政策をめぐる論争の経験を踏まえ、『自然的体系』とその後の論稿を補訂し総合して、主としてパリ時代に書かれ、四一年四月にドイツで出版されたもので、本書の出版は、四〇年代に関税同盟が経験した、世論をまきこんだ保護主義運動の高揚にはかりしれない影響を及ぼしたといわれている。『国民的体系』の成功に勇気づけられて、リストは二年後に『関税同盟新聞』を発刊するが、志半ばにして自ら命を断ったのであった。このように、自由貿易か保護主義かという貿易政策の方向の選択は、関税同盟にとってもドイツにとっても三月前期の重要な経済問題になったが、また、晩年のリストが最大の関心を寄せた問題でもあった。

本稿では、『自然的体系』から『国民的体系』をへて『関税同盟新聞』にいたる彼の著作を通して、晩年のリストの関税同盟への関わりをたどろうとする作業の第一歩として、パリ時代（一八三七年秋—四〇年五月）のリストの関税同盟論を検討してみようと思う⁹⁾。リストの関税同盟論は、彼が構築を目指していた国民経済学の体系中の実践的な傾向をもつ一部分であるから、当然に、発展段階論、生産諸力の理論、育成関税論などの理論を基礎にしているが、それと同時に、現実に関税同盟が直面していた、その時々具体的な関税・貿易問題と連動して唱えられたという時論的性格をもっているように思われる。したがって、リストの関税同盟論を検討する場合には、一方では関税同盟が直面していた関税・貿易問題の推移と、他方ではそれと連動して発表されたリストの論稿と、その両方に目を配る——リスト研究の先学の言葉を借りれば、関税同盟史とリストの関税同盟論との間の「試行錯誤的往反」(小林昇)——という、

手間のかかる困難な作業が要求されるであろう。

- (1) 本稿ではリストの著作とこれに関連するリスト文献を次のように略記する。
- 『リスト全集』Friedrich List. Schriften/Reden/Briefe. hrsg. von E. Beckerath, K. Goser, F. Lenz, W. Notz, E. Salin, A. Sommer, 10 Bde., Berlin, 1932-35. 『綱要』正木一夫訳『アメリカ経済学綱要——アメリカ体制——』未来社、一九六六年。
- 『自然的体系』Le Systeme Naturel d'Economie Politique (Französischer Text und deutsche Übertragung). 前記『リスト全集』第四巻。
- 『国民的体系』小林昇訳『経済学の国民的体系』岩波書店、一九七〇年。
- 『著作集』『小林昇経済学史著作集』未来社、『カタログ』Friedrich List und seine Zeit. Nationalökonom Eisenbahn pionier. Politiker. Publizist. 1789-1846, Stadt Reutlingen, Heimatmuseum und Stadtarchiv, 1989.
- (2) 諸田實「F・リストとドイツ商人・工場主協会」(『神奈川大学創立五〇周年記念論文集』)
- (3) 諸田實『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣、一九七四年。
- (4) 諸田實「米国時代のリスト」(神奈川大学『経済貿易研究』一七号、一九九一年)
- (5) 大衆雑誌、National-Magazin、誌の一八三四年第四号(二月二二日)に発表した「プロイセン・ドイツ商業同盟」と同じく第一二号(三月一九日)に発表した「関税問題」、および『アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙の一八三四年第一三〇号(五月一〇日)に発表した「ライプツィヒの定期市」の三編で、最後の記事はドイツの関税統一がライプツィヒの定期市に及ぼす影響を報道したもの。『国民的体系』の「緒言」で「大ドイツ商業同盟(ドイツ関税同盟のこと)がわたしのライプツィヒ滞在中に始めて実現に移されたこと、…」と注記している。
- (6) 小林昇編『経済学史小辞典』(学生社、一九六三年)のリストの項。
- (7) 関税同盟の第一期の歴史については、むしろあたり、W. O. Henderson, The Zollverein, 3rd. ed. 1984, Chap. IV, V; Hans-Werner Hahn, Geschichte des Deutschen Zollvereins, 1984, IVを参照。
- (8) とりあえず、小笠原茂「フリードリッヒ・リストのザクセンの鉄道組織」(『立教経済学研究』三六一-三、一九八三年)、『カタログ』一三二-一六八ページ。
- (9) リストがパリを訪れたのはこの時が四度目である。最初は有罪の宣告をうけて逃亡中の一八二四年春で、途中の英国行きを

除くと約一か月滞在した。二度目は翌二五年四月で、米国行きの旅券をもらってルアーブル港へ向かう途中、多分二泊している。三度目は一八三〇年末から三一年秋にかけて米国に家族を残して単身、米国炭の販売とヨーロッパでの生活の可能性を探るためにフランスとドイツを旅行した時で、パリには合計して約四か月滞在したと思われる。

なお、本稿で扱う四度目のパリ滞在は一八三七年一〇月から四〇年五月まで約二年七か月であるが、リストの手紙や全集の年譜などから判断すると、この間パリを離れなかったようである。もし二年七か月間、一度もパリを離れなかったとすれば、二年半の間、住居を定めた都市から長期にわたって離れたことが一度もなかったことは、リストの生涯の中で——一八一八年に結婚して以後——この時がただ一度だけである。リストは米国時代にペンシルヴェニア州レディングに三年数か月、パリへ移る前にライプツィヒに四年二か月、最後にアウクスブルクに五年数か月、住居を定めていたが、この時にはいずれも席のあたたまる暇のないほど旅行している。

二 『国民的体系』の成立過程——パリ時代のリスト

1 パリ行きと懸賞論文の執筆

リストの主著『経済学の国民的体系』は一八三九年から四〇年にかけてパリで書かれ、四一年四月一七日にコッタ出版社から刊行された。『国民的体系』の成立史は、この書物の「緒言」の中で著者自身が半生を振り返ってくわしく述べているように、一八一八年——ドイツの福祉に深い退潮がおこり、リスト自身にとっては経済学にかんする講義を準備しなければならなかった年——以来、二〇年以上にわたる思索と実践の過程であった。この点は間違いないと思う。だが、半生にわたる思索と実践から得たものを『国民的体系』という一冊の書物にまとめて世に問うことを決心し、実際にこの書物を執筆したのは二年半余におよぶパリ時代（一八三七年一〇月——四〇年五月）のことであった。この点もパリ時代に書かれたリストの手紙や論稿から明らかだと思われる。

一八三七年秋にパリへ移ってから一八四〇年五月にパリを離れるまで、リストはアウクスブルクの『アルゲマイネ・ツァイトウング』紙の外国通信員として、三七年に九編、三八年に三〇編、三九年に一一九編、四〇年に三五編の記事を送っている⁽¹⁾。パリへ行く途中、ベルギーで同紙の責任編集者になっていた旧知のコルプ Gustav Eduard Kolb (1798-1865) と会って、定期寄稿者になるように勧められたのである⁽²⁾。その当時、リストはヴェルッテンベルク王国の市民としての名誉回復の訴えが国王から拒絶され（一八三六年四月）、ライプツィヒ・ドレスデン鉄道の建設への大きな貢献にもかかわらず鉄道問題の専門家として「安定した地位」を得る道を断たれ（一八三七年六月）、三七年に起こった恐慌でフィラデルフィアのビドル銀行に預けていた財産を失い、三九年七月には外人部隊の下級将校になっていた息子のオスカル Oskar (1820-1839) が任地のアルジェリアでチフスに罹^かって死亡するなど、連続して不運に見舞われていたが、そのなかで、外国通信員として生活を支えながら、ハイネ Heinrich Heine (1797-1856) やラウベ Heinrich Laube (1806-1884) との交友を重ね⁽⁴⁾、『国民的体系』の執筆を続けていたのであった。

パリへ移ったころ、リストの関心の中心にあった問題は鉄道問題、すなわち国民的輸送制度としての全国的鉄道網の建設であった。外国通信員としての最初の仕事は、パリへ行く途中、一八三七年九月から一〇月にかけて滞在したベルギーからの記事、「ベルギー紀行」と「ベルギー通信」であるが、この中でも鉄道のことが大きく扱われている⁽⁵⁾。九月一〇日にはベルギー国営鉄道メヘレン・ルヴァン間の開通式に招かれており、パリに着いてから、ベルギー国王レオポルド一世（在位一八三一―一八五）の推薦状⁽⁶⁾をもって十一月二日にフランス国王ルイ・フィリップ（在位一八三〇―一四八）に会った時には、株式会社の資金調達によって鉄道を建設する「第二のメモ」を呈している⁽⁷⁾。しかし、パリ時代に彼が書いた最初の学術論文が貿易の自由と制限を論じたもの（懸賞論文）であったことから判るように、その当時リストは鉄道網の建設だけでなく、関税・貿易問題にも理論的・実践的な関心を向けていたのであった。

パリへ着いてまもなく、リストはフランス学士院の「精神科学・政治学アカデミー」が懸賞論文を募集していることを知った。その課題は「ある国民が自由貿易の採用ないし一般に関税立法の変更を意図する場合に、国民的生産者の利害と消費者大衆の利害をできるだけ公正なやり方で調整するために、この国民が考慮すべき事柄は何か」であった。賞金は三、〇〇〇フランで、入賞者には名誉だけでなく洋々たる前途が約束されていた。しかし、締切りは三七年一月三日と迫っていた。リストがこの懸賞論文の募集をいつ知ったか、これに応募しようといつ決心したか、それは判らない。恐らく一二月半ばごろから一二月末まで——三八年一月一日の午前四時までかかって——六週間ほどで書き上げて提出した。この間のリストの足どりと生活を残された手紙から復元してみよう。

父より早く長女のエミーリエ Emilie (1818-1902) が音楽と語学の勉強のためにパリへ出てきてスチブンス夫人の寄宿舎に入っていたが、八月一日にライプツィヒを発ったリストは九月六日にオステンデから長女に手紙を書いている。八日までオステンデに滞在したのち、鉄道開通式に出席するためにブリュッセルへ行くこと、コルプ博士と会ったこと、ブリュッセルに二、三日滞在して、九月一四日と二〇日の間にパリへ着く予定であることが記されている。ところが、九月二一日にブリュッセルで書いた手紙では、息子のオスカルの就職問題に手間どったのであと数日滞在しなければならず、一〇月一—五日以前にパリへ着くことはできない、と予定が変っている。⁽⁹⁾ ヴェンドラーは一〇月七日にパリで書かれたリストの未知の手紙を発見して、リストのパリ到着を一〇月六日か七日であろうと推定している。⁽¹⁰⁾

この時リストは妻と下の二人の娘をライプツィヒに残して、ブリュッセルから息子のオスカルといっしょにパリへ到着し、单身、ヴィヴィエンヌ通り一四番のホテル・ヴィヴィエンヌに落着いた。パレ・ロワイヤルの横、国立図書館の裏に沿った通りである。ベッドを置く場所のついた広い部屋と小さな寝室があった。オスカルは一二月九日に母

に書いて⁽¹¹⁾いる。一週間前から父の所にいるが自分の宿舎^{ペンション}より快適で、この冬は去年のように寒い思いをしないだろう。『われわれは五時まで一日中仕事をし、それから夕食、その後ちょっと散歩をして七時ごろ帰って就寝。父はいつも二時か三時には起きるからです。』この時の仕事は国王に呈する鉄道にかんするメモで、懸賞論文ではなかった。

それから二週間後の十一月二日——国王に会った翌日——にリストは妻に宛てて長い手紙を書いているが、ここには長女のエミーリエに手伝ってもらって懸賞論文に取り組んでいることが記されている。『エミーリエは字がきれいで正確な文章を書き、フランス語の文法を十分に理解しているので、われわれはいまフランス語の大きな論文もいっしょに作っています。二つの懸賞課題に答えることに取りかかりましたが、来年の一月一日に仕上げなければなりません。健康であれば間に合うでしょうし、できあがれば賞金(三、〇〇〇フランと一、五〇〇フラン)四、五〇〇フランが入るでしょう。賞金を獲得すればドイツにいる私の敵に対して凱歌をあげたことになり、当然ドイツかフランスで良い道が開かれるに違いありません。目下のところ一日に一五時間以上仕事をしています。』この手紙の裏には一二月四日付けの手紙が書かれている。⁽¹²⁾『当分の間エミーリエと懸賞問題に取り組んでいます。私は元気で、仕事がかどっているし、前便であなたと子供たちが元気であることも判ったので、気分は上々です。われわれは朝早くから夜遅くまで仕事をしています。』

一八三八年一月一日付けの手紙には、二つの懸賞課題に答える論文を書きあげ、満足のいくので、六週間で仕上げ、このために三〇冊以上の本を読んだこと、午前一時か二時から一〇時まで執筆、それから図書館で午後三時まで勉強、そのあとまた五時半まで執筆、食事をして七時か八時に就寝、という生活であったこと、賞金を両方とも、少なくとも片方は獲得できると期待していること、しかし、論文は大急ぎで仕上げたものだし、審査員が出来栄にかかわらず自分への授賞を拒否するかもしれないし、自分は「経済学」の新しい体系をもっているが審査員

は古い考えでいるから、期待が欺かれるかもしれないこと、いずれにしる自分はこの論文を出版するつもりで、そうすればアメリカの時のような成功を約束できること、など、懸賞論文を提出した直後の安堵と期待と不安の心境がリストらしい卒直さで、やや無邪気に記されている⁽¹³⁾。

リストの提出した論文は二七編の応募論文の中で三編の優秀作品の一つに選ばれ、「注目に値する作品」《ouvrage remarquable》という評価を得たが、入賞とはならず、当てにしていた賞金を獲得することができなかった。審査結果は三八年六月三〇日に伝えられたが、同日付けの妻への手紙には『将来の幸福にかんしてすべての約束を夢遊病者の言とし、ずっとここ（パリ）にとどまる決心を固めた』こと、一日も早く妻と下の娘に会いたいこと、が記されている⁽¹⁴⁾。リストの論文には、当時の懸賞論文の慣例にしたがって、懸賞課題と「祖国と人類と」*Et la patrie et l'humanité*というモットーがつけられていた。原稿は一九一三年にダイヒタル Eugene d'Eichthal によって確認され⁽¹⁵⁾、『全集』第四巻に、編集者によって『経済学の自然的体系』——リスト自身が原稿の中でつけた表題——という表題をつけられて、フランス語の原稿とドイツ語訳が収録されている。

引用したリストの手紙にもあるように、この時のアカデミーの懸賞課題は二つあった。第二の課題は「現在新旧世界に弘まっている蒸気力と交通機関は経済、市民生活、社会構造および諸国民の勢力に対してどのような影響を及ぼすか」というもので、賞金は第一の課題の半額、一、五〇〇フランであった。リストは第二の課題についても「世界は動く」*Le monde marche*という論文——分量は『自然的体系』の約四分の一——を提出したが、結果はペクーの応募作品が入賞し、リストの作品は落選した。この原稿は『全集』にも収録されていなかったが、一九八三年一〇月二十五日にヴェンドラーによって発見され、フランス語とドイツ語の対訳版が八五年に刊行された⁽¹⁶⁾。

- (1) 『リスト全集』第九巻の著作目録によると、リストはこの他に一八三七年にはパリへ移る前に二編、四〇年にはパリを離れてから一〇編、四一年には三二編の記事をこの新聞のために書いている。
- (2) コルプは学生時代ブルシェンシャフトに所属し、テュービンゲン大学でリストの講義を聴講した。リストが一八一九年に妻の兄弟と創刊した『ネッカー・ツァイトウング』紙の協力者。一八二五年政治的秘蔵組織に参加したかど、有罪判決をうけたが、二年後にヴェルッテンベルク国王によって赦免され、その後コッタ出版社で働いた。アウクスブルクの『アルゲマイネ・ツァイトウング』紙はコルプの編集長時代に最盛期を迎えたといわれる。リストは死に際してコルプ宛ての遺書を遺している。
- (3) ビドル銀行 Thomas Biddle & Co. はフィラデルフィアの銀行で、リストは一八二九年一月に「小スクールキル水運・鉄道・石炭会社」のために二〇万ドルの融資をうけた。
- (4) 詩人のハイネは七月革命の翌年(一八三二年)市民的自由に憧れてパリに移った。ハイネも一八三二年一月―九月、一八四〇年―四三年に『アルゲマイネ・ツァイトウング』紙にパリから寄稿している。ラウベはブルシェンシャフト運動や青年ドイツ派の機関紙の編集(一八三三、三四年)のためにプロイセン宮憲にいらまれていた。のちにウィーンの宮廷劇場の舞台監督になったが、政治的立場も人間的性情もリストに近い。リストの死を悼む文の中でパリ時代の交友を回想している。「モンマルトルへ向かって上っていく高台の静かな通りに彼は住んでいた。そこには、当時、ハイネも喧騒から逃れて豊かな創作の矢を研いでいた。』『リスト全集』第九巻二〇九ページ。井上正蔵『ハインリヒ・ハイネ』(岩波新書)。
- (5) 『リスト全集』第三巻二七〇―二八五ページ。
- (6) ザクセン・コーブルク・ゴータ公からベルギー国王になったレオポルド一世は一八三四年から国営鉄道網の建設に着手した。各区間の開通は次のとおり。メヘレン・ブリュッセル(一八三四年五月)、メヘレン・アントウェルペン(二六年五月)、メヘレン・テルモント(三七年一月)、メヘレン・ルーヴァン、ルーヴァン・ティレモント、テルモント・ガン(三七年秋)、アントウェルペン・ケルン間は四三年に全線開通した。リストは「ベルギー紀行」の中で『工業の真の国王』と述べている。Eugen Wender, *Friedrich List. Politische Wirkungsgeschichte des Vordenkers der europäischen Integration*, s. 68-73.
- (7) 「第一のメモ」は六月一二日にライプツィヒのフランス領事を通して送呈した。なお、レオポルド一世とルイ・フィリップはい、この間柄であった。
- (8) 三八年九月六日付けのコッタ宛ての手紙では「私はこの仕事(懸賞論文)に三週間以上当てることができなかつた…」と記している。『リスト全集』第八巻五二六ページ。

- (9) 『リスト全集』第八卷四九四、五ページ。
- (10) E. Wendler (hrsg.), Friedrich List. Die Welt bewegt sich über die Auswirkungen der Dampfkraft und der neuen Transportmittel... 1837, s. 20.
- (11) 『リスト全集』第八卷四九六ページ。
- (12) 『リスト全集』第八卷四九七—五〇一ページ。
- (13) 『リスト全集』第八卷五〇一—五〇三ページ。この手紙の裏に書いた一月一三日付けの手紙には、二つの懸賞論文の原稿を提出したところ、まだ八日時間があるということなので訂正するために持ちかえって仕事を続け、一月八日に提出した時には仕事に吐き気を催すほどうんざりした、と記されている。
- (14) 『リスト全集』第八卷五二二ページ。
- (15) 『リスト全集』第四卷八、二七ページ。『カタログ』一六九ページ。
- (16) E. Wendler (hrsg.), Friedrich List. Die Welt bewegt sich.: 『著作集』XI—五七—六一ページ。

2 『自然的体系』から『国民的体系』へ

前述のように、懸賞論文を書きあげた直後の一八三八年一月一日付けの手紙で、リストはこれを出版する気持を妻に伝えていた。だが結局、懸賞論文はそのままの形でなく大幅に手を加えられ、三年後に『国民的体系』となって出版されたのだった。その間の経緯を彼の手紙によってたどってみよう。

懸賞論文を書きあげて疲労困憊こんぱいしたリストは、四週間後には妻に『少なくとも百軒も問い合わせ、見にあって、やっと今日部屋を借りることに決めた』と書いている(一月二八日付け)。そこは貸出・閲覧図書館の近くで、仕事に必要な資料を入手できる。それに続いて、自分の蔵書の中から次のものを探して持ってくるように頼んでいる。英語のも

Cooper, Political Economy ;

Raymond, Political Economy ;

Carey, Political Economy ;

Niles Weekly Register ;

次に假りとじのものでは、「フランス経済改革案」と「フィラデルフィア・スピーチ」

最後に、ドイツ語のものでは、

Lotz, Nationalökonomie, 2Bde ;

Lueder, Nationalökonomie, 2Bde. ;

Jacob, Nationalökonomie, 1Bd.

これらの書物⁽¹⁾からは、一〇年前に米国で保護関税運動に参加した頃の経済学(世界主義経済学の批判)の研究を再開しようとしていたこと、その際スミスとセーの理論を表面的に祖述するドイツの俗流経済学⁽²⁾も批判と検討の対象に加えていたこと、が窺える。この間に彼は鉄道株の売買で『数千フランの利益』を得たり(三月二八日付けの妻に宛てた手紙)、『貿易の自由に関する論文』(懸賞論文)のドイツ語版を出してもらえだろうか、あらかじめその要約を貴社の四季報に載せてもらえるだろうか、とコッタに問い合わせたりしている(四月一八日付けの手紙)。健康状態については、胃と内臓からくる病気で『一〇時前には起きられず、ほとんど何も仕事が出来ない』ほど調子を崩したり、『毎日に健康になって、体調の良かった時のように午前二時から仕事出来る』ようになったりしていたことが、妻への手紙から判る(六月二〇日付けと六月二九日付けの手紙)。妻と下の娘は四月初めにライプツィヒを発って、七月にパリへ着いた。

さて、『国民的体系』を出版したコッタ Cotta v. Cottendorf, Johann Friedrich Frhr. (1764-1832); Johann Georg

Frhr. (1796-1863) は父子二代にわたって、通常の出版者と著者の関係をこえて、リストの熱心な庇護者であり後援者であったから、『全集』第八巻にはコッタ父子に宛てたリストの手紙が八七通(父へ三〇通、子へ五七通、他に出版社宛て三通)も収録されている。そのなかに、『国民的体系』の刊行の意図と準備の状況を伝える手紙が二通ある。そのうちの一通、『国民的体系』の最初の計画」を表明したものとされる三八年九月六日付けの手紙から判断すると、リストはこの時、懸賞論文に手を加えて『新しい経済学体系』の序論となる『まとまった書物』を『成文法のもとでの世界交易の自由と諸国民の結合について』という書名で、『フランス語とドイツ語で同時に出版したい』と考えていたようである。すでに小林昇氏が明らかにされたように、⁽³⁾ ここには『国民的体系』(『経済学の国民的体系。第一巻。国際貿易、貿易政策、ドイツ関税同盟。』)を自分の経済学(社会科学)体系の序論的一巻として刊行する意図が示されている。先にドイツ語版の出版の可能性を問い合わせた彼が、フランス語版とドイツ語版の同時出版の希望を記しているのは、懸賞論文の結果が知らされて、入賞＝フランス語版の出版の可能性がなくなったからであろう。

そして、この書物の内容について次のように書いている。『私の書物の目的^{テシテ}は、自由な交易が〔経済学の〕理論によってどの程度まで要求されるか、自由な交易はどのような方法で実際に達成されるか、を示すことにあります。また、工業と商業、科学と文明、政治制度、発明と発見〔の諸分野〕における諸国民の進歩の結果、現在国際法と呼ばれているものが徐々に国家同盟の法 Staatenbundesrecht へと移行せざるをえない点を明らかにすることにあります。』これは、『ドイツ商業同盟の意義とこの同盟の原理を諸国民の交易にどのように拡げていくか』という、新しい課題⁽⁴⁾に答えることであった。同じ手紙の中で、リストはコッタ出版社の『四季報』のために特に銀行制度、世界商業、国民経済一般に関する論説を書くことを予告し、また、コッタ社から出版されたヨハン・シェーン Johann Schön の書物と Rau, System der Nationalökonomie その他過去一、三年間にドイツで出たこの分野の書物(『ネーベニウスの

書物は当地に持っています」を入手したい希望を記している⁽⁵⁾。

この手紙は「懸賞論文から経済学のドイツ的体系 (das deutsche System der politischen Ökonomie) へと進む連続的関連」(ジンマー)を示している⁽⁶⁾。同じ三八年末(日付け不明)の『四季報』編集者フォン・ケルレ F. K. v. Kelle (1781-1848)宛ての手紙では、『四季報』に掲載する論文が出来上ったことを知らせたあとで、『二〇年来、私はスミス・セー理論の根本的な誤りの原因を説明することに心を砕き、この理論を批判して、事物の自然 die Natur der Dinge に合致した新しい理論を構築するために着想と材料を集めています。すでに一〇年前から私の気持は決まっています。そして、この問題についてフィラデルフィアで刊行した私の論説(あとから機会をみてお送りします)によって私は合衆国でいくらかの名声を得ております。』と記している。二〇年前にスミス・セーの自由貿易の理論を受容したドイツが深刻な経済的不況に陥ったという現実、に直面して、経済学への目を開かれ、一〇年前に米国の保護関税運動に参加して国民主義学派のアメリカ経済学の形成の一翼を担ったリストは、懸賞論文をへて、いわば国民主義学派のドイツ経済学の体系(「経済学のドイツ的体系」)の構築に向けて、猛烈に勉強を始めたのであった。後述するようにこの勉強の成果は翌年から現われる。

『『国民的体系』の最初の計画』をコッタに伝えた三八年九月六日付けの手紙からおよそ一年後には、リストの考えはいつそう具体化している。三九年一〇月三日付けのコッタ宛ての手紙には、⁽⁸⁾「これまでは自分の『大きな著作』をパリとフィラデルフィアでフランス語と英語で出したあとで、一年後にドイツ語版を出そうと考えていたこと、しかしこれでは余りに時間がかかりすぎるし、来年中には原稿が出来上ることを考えて、『それで私はドイツ語版を、完結した全体をなす一巻で最初に出し、それに続いて第二巻と第三巻を出すことに決めました。』と書いている。自然的体系(三〇—三五ボーゲンの『お送りした原稿』はこの巻の一部分である。『二〇年の観察と熟考をへて、私はハイデルベルク

のラウ〔教授〕よりも、それどころかネーベニウス〔教授〕よりさえも——彼は決してその他の国々や商工業を一括してはいません——進んだ所に来ている、と言って差し支えないと考えています。私の課題は、この学問〔経済学〕において目下のところ天と地ほどにかけ離れている実際と理論との間に橋を架け、特にドイツ関税同盟の商工業の利害を明らかにすることです。』

また、二通の手紙の中間に書いた手紙では、『私は順次、ドイツにとって特に重要な実践的な国民経済学のあらゆる問題を四季報に発表するつもりです。……〔自由貿易の理論を頭から信奉している〕ドイツの土地所有貴族に対して、ドイツの保護制度が彼らにとって価値のある点を数字をあげて説明する論文に着手しています。これによって私は〔自由貿易の〕理論から抜け出したのです。』(四月二八日付け)とも、『理論家を目指そうなどは全く考えていません。白状しますと、私の狙いは経済学の全体を改めることです。二〇年の観察と研究と熟考をへて、私はこのことを使命と感じています。』(五月二二日付け)とも述べている。

「初期の商業政策的闘争期」以来二〇年の思索と実践にもとづいて、スミスやセーの理論を批判してリストが構築を目指していた国民経済学は、ラウ(「ドイツのセー」マルクス)やネーベニウスのそれとは違ったものであり、ドイツ関税同盟の健全な発展を方向づけるといふ実践と結びついていた。世界主義経済学の批判という理論とドイツ関税同盟論という時論・実践とが、リストの場合にはドイツの国民経済学の体系において結びついていたのである。

三九年一〇月三日付けの手紙には、強い関心をもっている問題として、工業が土地価格に及ぼす影響と現在の北米の恐慌の二つをあげている。前者は、四月の手紙にあったように、保護制度の下で国民的工業が発達し、国民的交通制度が構築されれば土地価格が上昇するから、工業家だけでなく土地所有貴族にとっても利益になる、という問題で、恐らく国民的保護制度の実現には東部ドイツのユンカー階級の支持が必要だと考えていたのであろう。合衆国の恐慌

はリストにとって財産の損失という大問題であったが、そればかりでなく、恐慌時にイギリスからの巨額の資金が引き上げられて、これがイギリス人の投資に依存していた合衆国の経済を混乱させた点に注目していたのではなからうか。⁽¹⁰⁾

いま一つ注目されるのは、一年前に『家族といっしよに当分の間 für längere Zeit パリに留まるようになったことを、やっと貴方にお知らせできます』とコッタに書いたリストが、この手紙では『いずれにしろ私は来年の夏をパリ以外で——もしかしたらドイツで過ごすことに決心しました。』と書いている点である。この一年間のどういう出来事に触発されて、リストはドイツへ戻る決心をしたのだろうか。

このあとリストは『国民的体系』の執筆をすすめ、翌四〇年五月初めにパリを離れてライプツィヒへ移る。そしてすぐに、中部ドイツのテューリンゲン地方と南ドイツの鉄道建設に忙殺されることになる。⁽¹¹⁾そして、以後二度とフランスの土を踏まなかった。『リスト全集』に収録されている手紙のうち三九年の分は一〇月三日付けのこの手紙が最後で、四〇年にパリから出した手紙は三月四日付けのヘルダー書店宛ての手紙が一通だけである。ここには、去年の最後の三か月間ずっとドイツ行きを計画していたが不測の事態で実現できなかったこと、五月初めにドイツ旅行に出ることが記されている。次の手紙、五月初めのレッサー宛ての手紙の発信地はライプツィヒになっている。したがって、パリ時代のリストの生活を遺された手紙にもとづいて復元する作業は、最後の半年間についてはほとんど断念しなければならぬ。年譜によると、四〇年初めに首相のティエール Louis Adolphe Thiers (1797-1877) から年俸一万二〇〇〇フランでフランス政府の相当の地位を提供したいとの申し出があったが、これを断わったという。⁽¹²⁾

(1) クーパー Thomas Cooper (1759-1839) は自由貿易派の代表的経済学者。彼の著書 Lectures on the Elements of Political

Economy, 1826. の「根本的誤謬…を論破すること」が、リストの『綱要』の課題であった。レイモンド Daniel Raymond (1786-1849) はバルティモアの弁護士で経済学者。アメリカ国民主義学派 (アメリカ体制派) 経済学の第一段階＝生誕段階の代表者。著書 *Thoughts on Political Economy, 1820: The Elements of Political Economy, 1828*. ケアリー Mathew Carey (1760-1839) はフィラデルフィアの出版業者で経済学者。ペンシルヴェニアの保護関税運動のイデオロークで、この運動の中心になった「ペンシルヴェニア工業技術促進協会」から出された著作物は、大部分がケアリーによって書かれたといわれる。著書に *Essay on Political Economy, 1822* などがある。Niles' Weekly Register はバルティモアの有力な週刊新聞で、リストは渡米以前にすでにこの新聞を知っていた。編集者のナイルズ Hezekiah Niles (1777-1839) はケアリーと並んで保護関税運動の指導者であった。「フランス経済改革案」*Idées sur les réformes économiques, commerciales et financiers, applicables à la France, in: Revue Encyclopédique, 1831 vol. 49, 50, 52*. は、リストが米国時代の末期に一年近くヨーロッパに戻った時、一八三〇年末から三一年春の間にパリで書いたもので、鉄道網の建設を主張している。「フィラデルフィア・スピーチ」は一八二七年一月三日にフィラデルフィアのホテル・マンションハウスで開かれた協会主催の祝宴で、リストが主賓として行なった演説。ロッツ Johann Friedrich Eusebius Lotz (1770-1838) は法律家で経済学者、徹底した自由貿易論者。「スミスをドイツで水割りしたロッツ」(『国民的体系』二五ページ)。リューター August Ferdinand Lueder (1760-1819) は経済学者。ヤーコプ Ludwig Heinrich v. Jacob (1759-1827) はハレ大学の哲学、国家経済学教授。

(2) ゲッチンゲン、ハレ、ケーニヒスベルクの三大学は、一八世紀末以来、「イギリス経済思想の侵入口」であり、「ドイツにおけるスミス主義の牙城」であった。プリンクマンは、この時期にゲッチンゲン大学のザルトリウス(一七九六年)、ブラウンシュヴァイク大学のリューター(一八〇〇-〇四年、前注の人物)、ヴェルツブルク大学のヴァーグナー(一八〇五年)、ベルリン大学のクルク(一八〇八年)、ケーニヒスベルク大学のクラウス(一八〇八年)、ハレ大学のシュマルツ(一八〇八年)、カッセル大学のムルハルト(一八〇八年)、ウィーン大学のツイツイウス(一八一一年)などの手で、重農主義とスミス主義にもとづく著書があいついで刊行され、『国家経済学』の新しい教科書の氾濫現象がおこった、と述べている。Carl Brinkmann, *Die preussische Handelspolitik vor dem Zollverein und der Wiederaufbau vor Hundert Jahren, 1922, S. 6*. 拙著『ドイツ関税同盟の成立』五四-五五、七一ページ。

(3) 周知のように、小林昇『フリードリッヒ・リストの生産力論』(一九四八年)。「リストの生産力論」という題で『著作集』VIに収録されている)は、この手紙で始まっている。

(4) フランス学士院のアカデミーは一八三八年六月三〇日の総会で新しい懸賞課題として「ドイツの商業同盟の影響」を決定した。これについて、リストは同じ手紙で、賞を与えずに落とした自分の論文から新しい懸賞課題のアイデアを剽窃した、と憤慨している。『パリのある有力者がアカデミーは剽窃者の巢窟だと私に打明けてくれたのを聞いて、こんな連中のために材料を提供する気がなくなりました。』リストは新しい懸賞課題に応募せず、ドイツで『国民的体系』を出版した。なお、この手紙には『マルティエユ通り、四三番。私はほんとうに殉教者の通りに住んでいます。』と、住所を記している。初代のパリ司教聖ディオニソスが二五〇年頃シテ島で死刑を宣告され、この地で処刑されたので、殉教者（マルティエユ、メルティラー）の通りという名がついたのであろう。国立図書館の裏のホテル・ヴィヴィエヌヌからモンマルトルの近くに移っていた。

(5) シェーン Johann Schön はオーストリアの統計家で経済学者。Neue Untersuchung der Nationalökonomie und der natürlichen Volkswirtschaftsordnung (Tübingen, 1835) の著者。ラウ Karl Heinrich Rau (1792-1870) は著名な経済学者で、一八二二年以来ハイデルベルク大学教授。ネーベニウス Karl Friedrich Nebenius (1784-1857) はバーデンの政治家。ドイツの経済発展のために鉄道建設と関税同盟が必要であることを認識していた。彼の『ドイツ関税同盟論』(一八三五年) は今日でも高く評価されている。

(6) 『リスト全集』第四巻二五ページ。

(7) 『リスト全集』第八巻五二八ページ。

(8) 『リスト全集』第八巻五四九―五一ページ。

(8a) 「経済学では理論と実際がほとんど関係なく切り離されて傷つけ合っている。」「『自然的体系』の序論はこの文章で始まっている。『リスト全集』第四巻一五六―一五七ページ。

(9) 『リスト全集』第八巻五四〇―四二二ページ。四月二八日付けの手紙には『(自由貿易の理論を) 丸暗記している人々がどれほど君臨しているか、ぞっとするばかりです。ドイツ商業同盟は南ドイツから形成されねばなりません。』とも書かれている。また、五月二二日付けの手紙には『一八四〇年一月号のために、農業工業国家の本質について、およびこの国家と単なる農業国家との相違について、もう一つ、むしろそんなに大きくない論文を書いています。』とある。

(10) 『国民的体系』第二〇章、第九章。楠井敏朗「アメリカ独立戦争と産業革命」(大塚久雄編著『西洋経済史』筑摩書房) 三一九―二〇ページ。ティリーによれば、ドイツの外国貿易も一八三〇―一六〇年間には、合衆国と同様に、「だいたい半分ぐらい英国の金融に依存していた」という。ハンブルクのロンドンへの金融的依存。一八五〇年代にはドイツに対する英国の短期の債権

額はおよそ二億五、〇〇〇万マルクに達し、これはドイツの推計年間純投資額のおよそ三五%に相当した。R. H. Tilly, *Los von England: Probleme des Nationalismus in der deutschen Wirtschaftsgeschichte*, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 124, 1968.

(11) 『カタログ』一五二ページ以下。『リスト全集』第九巻の「年譜」と「著作一覧」をみれば、ドイツへ戻ってから鉄道問題へ没頭した様子が判る。

(12) 外国通信員としてリストが送った記事には、見出しから判断して、三九年と四〇年にはティエールに関する記事が多い。

三 パリ時代のリストの関税同盟論

1 『自然的体系』

前節までに述べたように、リストは一八一九年から約二年半「ドイツ商人・工場主協会」の法律顧問として、実質的にはこの協会の運動の原動力となって、ドイツの国民的貿易政策の実現のために活動したのち、一八三七年にパリへ移るまでの約一五年間、アメリカ時代の保護関税運動のための文筆活動を除いて、ドイツの国民的貿易政策を求め運動に実践的にも文筆活動を通して深く関与することがなかった。リストが関税同盟を論ずるのは、パリへ移ってまもなく書いた懸賞論文『自然的体系』とその後の勉強の成果として三九年に発表した数編の論稿である。三四年に発足した関税同盟の歴史からみれば、第一期八年間（一八三四―四二年）の期限の後半のことである。

パリ時代のリストの、したがって後期のリストの関税同盟論の出発点になったのは、いうまでもなく、一八三七年末に書いた懸賞論文『自然的体系』である。この作品は、国民経済学体系の構築をめざしたリストの学的生涯のなかでアメリカ時代の『綱要』に続く「第二の大作」であり、『国民的体系』へふくらんでいく原型とみられる重要な作品

〔リストのいちばんまとまった作品〕U・アイゼンハッシュタイプ⁽²⁾である。『自然的体系』は、前述のように「ある国民が自由貿易の採用ないし一般に関税立法の変更を意図する場合に、国民的生産者の利害と消費者大衆の利害をできるだけ公正なやり方で調整するために、この国民が考慮すべき事柄は何か」という懸賞課題への応募作品であったから、むしろ、この課題に沿って書かれている。しかし、現存する『国民的体系』はリストの「国民経済学体系」の第一巻「国際貿易、貿易政策、ドイツ関税同盟」に相当するから、両者（『自然的体系』と『国民的体系』）はどちらも関税・貿易政策を論じたものであって、論文の構成の点でも叙述の内容の点でも『国民的体系』と比較することが十分に可能である。

『自然的体系』は全部で三五章からなっているが、最後の結論部分（第三三―三五章）を除くと、二つの部分に大別される。一つは前半（第一―二六章）の理論的部分、いま一つは後半（第二七―三五章）の歴史的部分である。前半の理論的部分と後半の歴史的部分は、それぞれ『国民的体系』の第二編「理論」と第一編「歴史」に相当する部分であるが、『自然的体系』では理論↓歴史という順序であるのに対して『国民的体系』では歴史↓理論というように、理論的部分と歴史的部分の順序が逆になっている。⁽³⁾

次に、後半の歴史的部分は欧米諸国の経済の歴史 *Histoire de l'Économie politique* を回顧したもので、イギリス、フランス、ドイツ、スペイン・ポルトガル・イタリア、北アメリカの合衆国、ロシアという順序で書かれている。これに対して『国民的体系』の第一編「歴史」では、イタリア人をイベリア諸国から、ハンザ同盟人をドイツからそれぞれ切り離して最初に出し、その次にネーデルラント人を加え、以下イギリス人、スペイン人とポルトガル人、フランス人、ドイツ人、ロシア人、北アメリカ人と続けて、最後に「歴史の教え」を単独の一章にしている。⁽⁴⁾

『自然的体系』で関税同盟に触れている個所は後半の歴史的部分のうち第二九章「ドイツの経済の歴史」である。こ

ここでは、まず、中世から一九世紀の関税同盟の時代までの歴史がハンザの盛衰を中心に述べられているが、国民的貿易政策の必要を力説したリストの思想の核心につながる文章は、ほぼそのままの形で『国民的体系』に再録されている。引用が長くなって繁雑になるが、たとえば――

「自由と工業とは引離すことのできない伴侶であるということとはあらゆる時代のあらゆる国の経験である。どこかで工業が勃興するならば、工業は自由を伴って進むであろうし、どこかで自由がその旗じるしを掲げるならば、工業が遅れることはないであろう。実際、富を手に入れたあとでは、その享受を確実にするために保障を求め、自由をものにするようになったあとでは、その状態を改善するために力をつくすことほど、自然によく合致することはない。」⁽⁵⁾

「ハンザ諸都市の貿易は国民的な貿易ではなかった。というのは、それは国内のさまざまな産業部門の均衡を基礎としてもいかなかったし、充実した政治的勢力に支えられてもいなかったからである。結合の紐は十分に堅固でなく、個々の都市の各自の市民精神が一般的な愛国主義に勝利をおさめ、地域の割拠的な利害が同盟の共同の利害に対して勝利をおさめた。利害と努力のこの背馳（はいち）が弱さを生み、嫉妬としばしば裏切りさえも生んだ。こうしてケルンは同盟に対するイギリスの敵意を自分の私的利益のためにさまざまに利用し、ハンブルクはリューベックとデンマークとの争いで同じことを行なった。」⁽⁶⁾

「イギリスでは幸いにもこういう過失はことごとく避けられた。ここでは政治的勢力と国民的自由と民間工業とが結合していた。貿易と海運とは農業と工業とをかたい基盤としていた。外国貿易は他のどんな国民よりも重要であったにもかかわらず、国内商業は、事物の自然的秩序のもとではそうであるに違いないように、外国貿易の六倍重要であった。」⁽⁷⁾そして、ここでは王室と貴族と都市の利益が同じように最もうまいぐあいに一致していたのであった。もし

理性的な人がイギリスにおける国民的産業の進歩について熟考してみるとして、しかもなお彼は、イギリス人は政治的権力を国民経済に適用することなしに海運と工業におけるこれほどの完成段階に到達することができ、これほどの産業的独立を獲得することができたと主張することができ得るであろうか。断じて否である。イギリスの支配者の賢明な施策がなければ、ハンザ人は今日でもなおステイル・ヤードを領有して、羊毛を買い付け、毛織物を売ることができたであろう。ポルトガルが老獪なイギリスの外交家の策略にかかってイギリス人のぶどう山となっているように、イギリスはおそらくいまでもハンザ諸都市の放牧地であり、大牧羊場であることだろう。⁽⁸⁾

ハンザの没落以降ドイツの商工業は衰退の一途をたどった。「自治」都市の衰退とともに皇帝の勢力が弱体化して諸侯国が群立した。東インド航路が開拓されて、東方貿易におけるヴェネツィアの独占と仲継商業におけるドイツの内陸都市の独占が崩れた。ルッターの宗教改革はドイツの分裂をいっそう増幅し、協働を不可能にする最後の二撃になった。貨幣制度の無政府状態、猜疑心からでた対立、強力な制度も国民的保護も輸送手段も国内商業の自由も欠如した状態が国民の生産諸力を破壊した。オランダが独立したためにドイツの最も重要な河川（ライン河）の河口が外国の手に陥った。

一九世紀になってナポレオンの大陸制度の下で、ドイツの市場はフランスの競争に開放されたのにドイツ製品はフランス市場から閉めだされ、スペイン、ポルトガルおよびその植民地の市場を完全に失ったが、この不利益にもかかわらず、大陸制度はドイツ国民の工業活動を生きかえらせた。しかし、「ナポレオンが没落したあと代って登場したイギリス人は彼らの工業製品の完全と安価によってドイツの市場を独占し、同時にドイツの粗生産物をイギリス市場から閉めだしたり、これに高い関税をかけた⁽⁹⁾」そのためにドイツの工場はまたしても破滅し、農業まで目立って衰退した。

「ドイツ諸国の商業同盟（関税同盟のこと）はフランスとイギリスに対するドイツの貿易のこのような不利な状況の帰結である。この同盟はドイツ諸国（オーストリア、ブラウンシュバイク、ハノーバー、メクレンブルク、ハンブルク、リュベック、ブレーメンを除く）の結合に他ならない。それは、相互間に貿易の完全な自由を確立し、外国に対して一般的な共同の貿易制度を構築し、その時々的人口数に比例して（関税収入の）利益を配分することを目標にしている。この同盟の結成以来、工業・農業・商業においてまたもや前途有望な繁栄が認められている。」同盟の関税は商品の重量によって徴集され、したがって、最も普通の製造品の関税が最も重要であるので、人口の大多数が必要不可欠とし、その総額が奢侈品よりはるかに大きな必需品の製造を特に保護する。「全体として輸入関税は高くなく（*modiques/mäßig*）、ドイツはとりわけなお一、〇〇〇万の綿糸を輸入している。したがって、工業の自立からはまだほど遠い状態にある。」⁽⁹⁾

以上のように、『自然的体系』におけるリストの関税同盟論は、この同盟が大陸制度崩壊後のドイツの苦しい経済状態（解放戦争後の不況）に対応して成立したものだ、という一般的な把握にとどまっておらず、たとえば、特定の商品の関税率の変更のような、同盟の関税・貿易政策についての具体的な提言はみられない。これは恐らく、一八三四年に発足した関税同盟が、この当時、一方ではプロイセン以外の加盟国に関税収入の増加という目に見える財政的效果をあげたことで肯定（賛成）され、他方では、たとえばライン河入港税 *Rheinkrotz* や調整課徴金 *Ausgleichsabgabe* をめぐって同盟内部で盟主国プロイセンと他の諸国との間に意見の対立はあったものの、対英貿易についてはまだ重要な争点が生まれていなかったからであろう。⁽¹⁰⁾ 即ち、リストが『自然的体系』を執筆していた一八三七年末の時点の関税同盟の状況と、『自然的体系』におけるリストの関税同盟論が肯定的立場からの一般的な把握にとどまっていたこととの間には、一定の照応関係が認められるのではないかと考えられるのである。

『自然的体系』の第二十九章「ドイツの經濟の歴史」では、このあとに「ドイツの貿易史がわれわれに示す」ことと「ドイツの工業史と貿易史がわれわれに教える」ことが次のように述べられている。これは内容的に『国民的体系』の第一編「歴史」の最後の章「歴史の教え」に相当する。ドイツの貿易史が示すことは、勤勉・道徳的・節約・発明的・知的な国民で、その上肥沃な土壤と豊富な自然資源に恵まれている国民も、市民社会の国制が欠如し、自由・交易・市場……技術学校・安全・正義が与えられていなければ、工業・農業・商業の発展と繁栄の高い段階に到達せず、後退することもありうる、ということである。また、ドイツの工業史と貿易史が教えることは、ドイツの市場だけが他の国の貿易に開かれているのではなく、ドイツにも外国にも双方に貿易の自由が樹立され保証されるのでなければ、貿易の自由という言葉は空虚な言葉にすぎず、一方的な貿易の自由は公共の福祉の破滅以外の何物をもたらさない、ということである。「要するに、ドイツの工業と貿易の歴史は〔A・スミスやJ・B・セーの〕支配的学説がまったく不十分であることをわれわれに示している。」⁽¹¹⁾

(1) 拙稿「米因時代のリスト」(神奈川大学『經濟貿易研究』第一七号)。

(2) 『カタログ』一七一ページ。

(3) 『国民的体系』の第三編「諸体系」と第四編「政策」に該当する部分が『自然的体系』にはない。但し、歴史的部分に続く第三章「関税立法にかんする經濟学のさまざまに異なる体系の精神について」と第三四章「經濟学の自然的体系」の二章が、『国民的体系』の第三編「諸体系」に相当する部分だと見ることが出来る。

(4) リストは一八三四年七月から一二月まで、大衆向けの週刊誌「National-Magazin」誌に一〇回にわたって、「海運と海軍の小史」「Kurze Geschichte der Schifffahrt und der Seemächte」を発表した。『リスト全集』の「著作一覽」によれば、その目次は、古代諸民族。ノルマン人―海の王たち―征服王ウィリアム。イタリアの海軍。ハンザ同盟人。ポルトガル人とスペイン人。ネーデルラント人。イギリス人一〇六六―一六八八年。イギリス人一六八八―一七六〇年。イギリス人一七六〇年以降(海軍)。

イギリス人一七六〇年以降（商船隊）。フランス人—ロシア人—北アメリカ人。以上のようなものである。内容は未見であるが、構成の点で後年のリストの歴史把握を窺わせるものがある。また、『自然的体系』のち、一八三九年に書かれた「歴史的地地から見た外国貿易の自由と制限」（後述）では、ヴェネツィア、ハンザ同盟人、ベルギー（中世）、オランダ、イギリス、スペインとポルトガル、フランス、ドイツ国民、プロイセンとオーストリア、オーストリア、ロシア、北アメリカ、という順序で貿易政策の歴史を述べている。

(5) 『自然的体系』四六〇、六一一/四六一、六三二ページ（『リスト全集』第四巻では左側の偶数ページにフランス語の原文、右側の奇数ページに編者によるドイツ語訳が収録されているので、このように表記する。『国民的体系』のこれに該当する箇所は、「」内に訳書のページを示すことにする。）、（六九、七〇ページ）。

(6) 『自然的体系』四七〇、七二一/四七二、七三二ページ、（八九ページ）。

(7) 一八世紀初頭のイギリスで国内市場が国外市場の六倍、いな、〇倍も大きい、ということをして『ブリティッシュ・マーチャント』の「貿易綱領」(General Maxims in Trade)の中でキングが試算している。リストはこれを読んでいたと思われる。なお、『自然的体系』が収録されている『リスト全集』第四巻の「序論」では、『自然的体系』の中でリストが名前を挙げている著者（三二人）のうち、ケネーやスミスやセーのように批判の対象とした著者、アンダーソンやヒュームのように歴史的事実を集めるのに利用した著者、チャイルドやダヴェナント、クーパーやハミルトンのように、間接的に、あるいは記憶に頼ってちょっとだけ名前を挙げた著者を除いて、懸賞論文を書いた際にリストが肯定的に利用した著者 positive Quelle として次の八人の名前を挙げている。デュパン、シャプタル、ドロス、ウリョアとウスタリス、キング、フェリエ、モンテスキュー。『自然的体系』五〇一—一四五ページ。

(8) 『自然的体系』四七二、七四/四七三、七五ページ、（九一ページ）。引用文中の「ステイル・ヤード」はロンドンの、ハンザ商人の商館（居留地）のあった場所、「ポルトガルが……」はメシユエン条約（一七〇三年）の締結を指している。

(9) 『自然的体系』四七八/四七九ページ。

(10) ドイツ関税同盟は一八三四年に発足したが、二年以内に南ドイツ三國（バーデン、ナッサウ、フランクフルト・アム・マイン）が加盟したので、一八三七年には南ドイツの関税統合を成しとげていた。域内の人口は約二、六〇〇万人で、これはオーストリアを除くドイツ諸国の総人口の八八・六％に当たっている。一八三四—四五年間をとってみると、同盟の基準人口が一・二二倍ふえたのに対して、総関税収入は一・八七倍ふえている。管理経費が一七・八％から一〇・二％に減少したので、純収入の増

加は二・〇五倍であった。財政収入に占める関税の割合は、たとえばヴェルッテンベルクでは七・四％（一八三〇年）から一四・六％（一八三九―四二年）に、バーデンでは八・四％（一八三〇年）から一六・一％（一八四〇年）に増加した。関税同盟の貿易政策をめぐって保護関税論が盛り上るのは、一八三九年のオランダとの通商条約の締結と一八四一年のイギリスとの航海条約の締結以後のことだといわれている。ライン河入港税問題と調整課徴金問題を含めて、以上の点については、拙稿「ドイツ関税同盟」（近刊予定の共同論文集に収録予定）を参照。

(11) 『自然的体系』四七八、八〇／四七九、八一ページ。

2 『自然的体系』以後の論稿

『自然的体系』を書きあげたあと、リストがアメリカ時代の自分の作品や経済学の近刊書を取り寄せて猛烈に勉強を続けたことは、前に引用した彼自身の手紙から明らかである。その成果は翌年から現われ、一八三九年以降、『自然的体系』を補完し『国民的体系』へ注ぎこむ数編の作品を発表していく。『リスト全集』の第五巻には、それらの作品が『アルゲマイネ・ツァイトゥング』紙に寄稿した「時論」Aufsätze zur Tagespolitikと『ドイツ四季報』誌に発表した「学術論文」wissenschaftliche Abhandlungenとに分けて収録されている。そのうちパリ時代に発表された作品は、時論では「英国の穀物法とドイツの保護制度」（一八三九年三月）、「今年パリで開かれた全国工業博覧会、ドイツに關して」（六―八月）、「バウリング博士とドイツ関税同盟（一）」（二月）、「イギリス、フランス、ドイツの貿易關係」（一八四〇年三月）の四編、学術論文では「歴史的見地からみた外国貿易の自由と制限」（四月）と「国民的工業生産力の本質と価値について」（一八四〇年一月）の二編である。⁽¹⁾

これらの作品のうち関税・貿易問題を論じたものは四編あるが、「バウリング博士とドイツ関税同盟（一）」は続編がパリ時代以後の四一年に三回に分けて発表されており、また、これについてはすでに肥前栄一氏のすぐれた論文がある

ので、また、英、仏、独の貿易関係の時論は続稿に譲ることにして、ここでは、一八三九年春に発表した時論と論文の二編をとりあげることしよう。

「英国の穀物法とドイツの保護制度」

これは一八三九年三月に『アルゲマイネ・ツァイトウング』紙の第六六号と第六七号に付録として掲載された。同紙の通信員になった一八三七年から三八年までの短い記事と較べると、この作品はリストの署名入りで掲載された最初の比較的大きなもので——といっても『リスト全集』で一〇ページ——、前半で穀物法の矛盾を明らかにしてドイツの保護制度に触れ、後半でリストの新しい経済学体系の基礎概念を『自然的体系』から一歩踏みだした形で述べている⁽³⁾。

以前のドイツのように、内部に無数の関税障壁が張りめぐらされ、保護制度の前提となる大きな国民的市場が欠如していた所では、どんな保護も独占になるから、「貿易の自由」を主張する「世界主義の理論」die kosmopolitische Theorieが受け容れられたのは当然であった。しかし、この理論が受容された時に、北米でもドイツでもロシアでもこの理論の説くところとはまったく違った結果が現実起こった。これらの国の工業は破滅させられ、メシエン条約締結後のポルトガルと同様に英国に従属させられたのである。ドイツ商業同盟が創設されてはじめて、保護制度に関する経済学の理論がドイツにとって実際的な関心を獲得するようになった⁽⁴⁾。

世界主義の理論の矛盾はとりわけ穀物法に反映している。穀物法は「両刃の剣」のように英国自身の二重の不利に作用した⁽⁵⁾。すなわち、一方では「安い食料の輸入を禁止することで」自国の工業力を制限し、他方では北米とドイツとロシアに保護制度を生み、その下でこれらの国の工業力は英国と競争するほど強くなった。だが、この理論は工業力の重要性を否認できないし、だからといって保護制度を認めると自己の理論を根底から崩すことになってしま

う。それで、理論の混乱を救い、貿易の自由という千年王国の実現を穀物法の廃止に期待するのである。

次にリストは欧米諸国の保護制度に触れている。ドイツの部分だけ紹介しよう。

「ドイツ商業同盟の関税制度は多くの点で余りにゆるやかで、もっと完全なものにする必要が十分にあるが、明らかに保護制度である。この制度の本質について、その欠陥とそれを改善する有効な方策について、ドイツは数年来一冊のしっかりした書物〔ネーベニウス『ドイツ関税同盟論』〕をもっている。この本では特に、同盟の関税率が綿工業に關しては保護の原則に適っていないこと、⁽⁶⁾綿工業がドイツにとって測りしれぬほど重要であること、また、ドイツには綿工業を国内の必要を充たすほどに拡張する十分な力があること、が明瞭に立証されている。それなのにこの本がドイツの工業に大きな影響を及ぼさないのは、余りにも自由貿易の原理を尊重して、現状を抜け出そうとして貿易制限という迷路に陥るのを恐れているからだ。英国が不作の場合に英国の製造業者に一〇—一四日分の食料を供給するためにドイツの工業力を犠牲にするか、それとも、英国の貿易政策を顧慮せず自力でドイツの保護制度を完成させるか、どちらが国民の利害に合致するか、遅かれ早かれドイツでこういった大問題が起きるに違いない。いまこそ経済学の理論は国民の将来を左右する貿易政策という重大な先決問題について論じなければならぬ。⁽⁷⁾

英国の穀物法とドイツの保護制度をめぐる問題状況をこのように整理したうえで、リストは二つの疑問を提出する。(一)、世界主義の自由貿易論に対する先入観念のために貿易政策の歴史が理論家によって誤って理解されているのではないか。(二)、理論家は根本的に異なる諸学説をゴチャまぜにして論理的に誤った結論を出しているのではないか。(一)の疑問に答えたのが、後述する「歴史的見地からみた外国貿易の自由と制限」という論文であり、この時論は以下で(二)の疑問の根拠を論じている。

世界主義経済学と政治経済学⁽⁸⁾

経済学の理論はケネー以来、社会経済一般、いかえれば人類の経済 Ökonomie

des menschlichen Geschlechts を教え、国民的結合や個々の国民の特別な状態や利害を顧慮していない。世界主義経済学はすべての国民が互いに無制限に交易をする場合に人間社会全体の経済がどのように形成されるか、を教える学説である。しかし、今日、諸国民の利害・資源・文化・大きさと勢力はいちじるしく異なり、互いに自然的自由に立ち、戦争や他国民の敵対的措置で工業・福祉・独立と従属・文明と勢力が破壊・阻止・縮小・否定されることもあり、各国民は現状の維持と将来の発展について自力に頼っている。「各国民はどのようにして貿易政策を用いてその国民的目標を最も確実に効果的に自力で達成するか、を教える科学がなければならない。」これが政治経済学である。政治経済学と世界主義経済学の関係は実定法と理性の法の関係とほぼ同じであるのに、学派は政治経済学を世界主義経済学の犠牲にして、これを完成する代りに投げ捨てたのである。

交換価値の理論と生産諸力の理論⁽⁹⁾ 英国の最近の経済学者は政治経済学を価値の科学ないし交換の科学と名付けているが、社会経済の本質を完全に・正しく述べるためには、交換価値の科学と並んで独立の生産諸力の科学が構築されねばならず、貿易政策は交換価値の理論ではなく生産諸力の理論を基準にしなければならない。

諸国民の発展の主要な諸時期⁽¹⁰⁾ リストはここで、(一)、原始的未開の状態、(二)、牧畜国家、(三)、農業国家、(四)、農業・工業国家、(五)、農業・工業・商業国家、の五つの「発展の主要な時期」Hauptentwicklungspériode をあげ、それぞれの時期に適した貿易政策を示している。すなわち、無制限の貿易(自由貿易)は(一)から(二)、(二)から(三)への移行を促進し、(三)の中で文化を高め、同様に(五)に到達した国民の優位を維持・増大するのに有効である。だが、この政策の下では(三)から(四)への移行(ドイツが直面している移行段階)は不可能である。農業の発達を基礎に自力で工業を育成しようとする国民には保護制度が必要である。「早くから十分に成長した工業力との自由な競争の下では、芽生えたばかりの工業力は決して成長し・強くなることができない」し、「諸国民は農産物と製造品との交換によって、その福祉と文

明と政治的勢力のどの点でも大いに促進されることはありえず、停滞と従属の状態に陥らざるをえない。」これは政治経済学が認めるところである。保護制度は成文法の下での諸国民の結合、したがって一般的な貿易の自由の採用が可能になるような立脚点にまですべての国民を引き上げるから、世界主義経済学の原理と矛盾しない。むしろ完全に一致する。

工業力の発展と農業力の発展との相違⁽¹⁾ 工業力の発展は農業力の発展とまったく別の法則に従っている。リストはこの点を、輸入関税が両部門の価格に異なる影響を及ぼすという例をあげて説明する。輸入工業製品の価格は自由な輸入の場合より輸入関税分だけ高い。しかし、輸入関税の結果国内で工業力が発達し競争が起こって、時がたつにつれて、自由な輸入を続ける場合よりも価格はずっと下がる。この場合には、外国の工業製品に対する輸入関税は国内の工業力を育成する保護関税の役割を果たすのである。工業の優越する国民に対して若い工業力は保護関税の下でのみ強くなることができる。これに対して、農産物の輸入関税はこのような活力をもたない。いつまでも価格を下げない。保護関税によって(一時的に)農業が蒙る犠牲は国民の福祉と文明と勢力にとって、特に農業者にとって、「保護関税の結果」発達した工業力から生まれる測りしれない利益と比較することができない。

(1) この他にもう一編「歴史の法廷に立つ経済学」L'economie politique devant le tribunal de l'histoire, in: "Supplément au Journal Le Constitutionnel," Paris, 25. Sept. 1839. があつた。

(2) 肥前栄一「パウリングとレーンギーギリス人のみたドイツ関税同盟」(同氏著『ドイツ経済政策史序説』未来社、一九七三年、第四章補論)。

(3) リストはアメリカ時代の一八二七年に、編集を引き受けていた「レディングガー・アドラー」紙に「英国の穀物法」Die englische Kornbill という一論を発表している。また、パリからロッセックに宛てた一八三九年一月四日付けの手紙で、編集中の

『国家学辞典』に「穀物法」の項目を載せるように要請している。同年一月二七日付けの手紙では、「貴方は穀物法の項目を入れてくれたのですか。この項目も私は十分に、独自の観点から論ずることができません。この項目はいまの時点で大きな・実践的な関心をもっていません。」と、もう一度要請している。結局、リストはこの辞典の項目としては「穀物法」を書かなかったが、この時論はちょうどこの頃執筆中であつたと思われる。『リスト全集』第五卷五七八―九ページ。

(4) 「この〔世界主義の〕理論の使徒がない国はどこにもない。J・B・セー〔の著書〕はフランスばかりでなく北米でもドイツでも版を重ね、ロシアではシュトルヒ氏が大諸侯に世界主義の理論を講義していた…。」セーの著書のうち『政治経済学概論』（一八〇三年）の独訳版はヤーコプ訳が一八〇七、一四年、モルシュタット訳が一八一八―一九、二七、三一―三二、三三年に、『政治経済学問答』（一八一五年）の独訳版はファーネンベルク訳が一八一六年、テオバルド訳が一八二七年（第五版）に、『応用政治経済学詳説』（一八二八―三三年）の独訳版はシュボルシル訳が一八二九年、テオバルド訳も一八二九年に刊行されていた。シュトルヒの『政治経済学教程』はロシア皇帝アレクサンドル一世の資金援助を受けて一八一五年に六巻本として刊行された。この本はラウによって独訳されている（一八一九―二六年）。『リスト全集』第五卷一一三、五八〇ページ。「ロシアではシュトルヒ氏の諸著作が、ドイツの場合のセー氏のものにおとらぬ名声を得た。」「国民的体系」一五六ページ。

(5) 「両刃の剣」…のすぐ前の文章（「…イギリスの土地貴族は金の卵を生んでいたためんどりを殺してしまつたのであつた。」）は『国民的体系』四二四ページ（第四編「政治」第三章「島国の支配権と大陸の列強」）にもある。

(6) 中級の綿糸の輸入関税は四%、上質品は二―三%、最上質品は一―二%にすぎない、とリストは注記している。当時、綿糸の関税率は Grobes Garn がツェントナー当りニターラー、feines Garn が同じく八ターラーで、ツェントナーの価格はディ―テリチによれば前者が五〇ターラー、後者が一〇〇ターラー（一八三七―三九年）、ピーアザックによれば前者が四二ターラー、後者が六〇ターラー（一八三七―四一年）であつた。B. v. Borries, Deutschlands Außenhandel 1836 bis 1856, S. 18, 42-43. ネーベニウスの書物の評価については『国民的体系』「緒言」三〇ページを参照。ネーベニウスについてトライチュケは低く評価するが、これに対して、「国民経済学の最も深い思索の果実」（ラウ）、「関税同盟の眞の創始者」（ロッシュャー）、「関税同盟の精神的父」（G・フィッシャー）ともいわれ、最近ではドゥムケが「その分析的手法という点で…現代の研究に理論的にずっと近い位置に立っている…」と評価している。R. H. Dumke, Die wirtschaftlichen Folgen des Zollvereins.

(7) 「数年前にあるアメリカの弁論家が機智と眞理をこめて指摘したように、英国人は彼らの経済学の理論と彼らの工業製品を国内で使用するためよりも輸出するために製造しているかのようだ。」「リスト全集」第五卷一一七―一一八ページ。この演説家

は合衆国の上席判事ポールドウィンである。この文章は『国民的体系』一三九—一四〇ページの注記にもある。

(8) 『国民的体系』第二編「理論」第十一章「政治経済学と世界主義経済学」を参照。『自然的体系』では、第一章「世界主義経済学もしくは個人・社会経済学」第二章「政治経済学もしくは国民経済学」となっている。「万民(世界主義)経済学(cosmopolitical economy)」と「政治経済学」ないし「国民経済学」の区別は、すでにアメリカ時代の『綱要』第二信にみられる。

(9) 『国民的体系』第一編「理論」第十二章「生産諸力の理論と価値の理論」を参照。『自然的体系』では、第二章「生産諸力の理論」第四章「価値の理論」となっている。

リストは「英国の最近の経済学者」としてマカロック J. R. McCulloch (1789-1864) とホエートリ R. Whately, (1787-1863) をあげている。『国民的体系』一〇一—一〇二ページにもこの文言がある。この部分は『リスト全集』で九行と短い。リストは翌一八四〇年に『ドイツ四季報』誌に「国民的工業生産力の本質と価値について」という論文を発表している。なお、「生産諸力の理論」という用語の初出は『自然的体系』である。リストのこの理論にはアダム・ミュラー A. H. v. Müller. (1779-1829) の影響が認められる、と言われているが、リストがミュラーの『国政学綱要』(Elemente der Staatskunst, 3Bde., 1809) を読んだのは『国民的体系』の刊行後、一八四二年末か四三年初めであった。内容の点ではすでに『綱要』の中に萌芽が表われている。『リスト全集』第四巻五六八ページ以下を参照。

(10) 段階論の構想はリストの著作の中で『自然的体系』(一八三七年) から『国民的体系』(一八四一年) までの間に現われているが、それぞれ微妙に違っている。『自然的体系』では、「農業の生産諸力について」と題する第九—十一章が「農業の発展の第一、第二、第三の時期 Premier, Second et Troisième Période de son développement」第十八章が「農業と工業の発展の第四の時期」Quatrième Période du développement de l'agriculture et des manufactures と四つの「時期」が区別されている。『国民的体系』になると、「緒言」では、未開状態—牧畜状態—農業状態—工・商業状態という「国民経済の段階的発展」の過程—アメリカ時代に「眼前で進行する」のをみた—について述べているが、「序論」では、「国民経済の発達にかんしてはつぎのような諸国民の主要発展段階を想定することができる。未開状態、牧畜状態、農業状態、農・工業状態、農・工・商業状態がこれである。」また、第十五章「国民国家と国民の経済」では、「経済的な面では、諸国民はつぎのような発展段階を通りすぎなければならない。すなわち、原始的未開状態—牧畜状態—農業状態—農・工業状態—農・工・商業状態である。」と、明確な五段階が設定されている。なお、『国家学辞典』第一巻(一八三四年刊) に書いた「労働」の項目では、分業の進展について、未開諸民族の場合(「最低の段階」、農耕のみ當なむ諸国、農業・工業・商業生産が十分に発達し、互いに正常な関係にある諸国(「最

高の段階」と、三つの段階を挙げている。『リスト全集』第四卷五八〇ページ以下を参照。なお、この部分の最初の引用箇所は『国民的体系』二〇八ページにある。

(11) この部分は『国民的体系』第二編「理論」の中で述べられている。たとえば、二〇八、二五九、二七三ページなど。

「歴史の見地からみた外国貿易の自由と制限」

この論文は一八三九年四月に、コッタ出版社発行の『ドイツ四季報』誌に署名入りで発表された。リストはこの雑誌に『農地制度論』を含めて合計五編の論文を寄稿しているが、そのうち、この論文と翌年掲載された「国民的工業生産力の本質と価値について」は『国民的体系』の本来の準備作品⁽¹⁾、とみなされている。

周知のように、リストが経済学の研究に踏みだした時の「初心」は、イギリスとフランスから入ってきた世界主義経済学の理論、説く自由貿易が現実にはドイツ経済に繁栄どころか衰退をもたらした、そうした事実に対する疑問であった。この疑問を解決しようと彼は貿易政策の歴史を研究し、「歴史の教え」を学んだのであった。この論文はまさに「外国貿易の自由と制限に関して歴史は何を教えるか」を述べたもので、内容からみて、『綱要』と『自然的体系』の後半の歴史的部分から『国民的体系』の第一編「歴史」へつなげる環の位置を占めている。

最初の序論的な部分で、リストは世界主義の理論に対する批判の視座を歴史と経験に求めている。「著者の研究の結論が経済学の命題と矛盾する場合、歴史は経済学の命題を弁明するかもしれない。それにもかかわらず、著者は、経済学のような学問においては歴史と経験がきわめて確かな案内人だと考えるので、経済学の理論が歴史と経験とに矛盾するように思われる時にはいつでも、すこしも躊躇することなく、理論の無膠性に疑問を抱くのである。」⁽²⁾「歴史は諸民族の教師である、と言われる。貿易政策よりもっと歴史の忠告が効果ある領域がどこにあるだろうか」。

序論的な部分に続いて、この論文のほぼ四分の三を占める中心部分で、リストは近世諸国民の貿易政策の歴史を強烈な現実的関心に導かれて考察している。叙述の順序は、ヴェネツィア、ハンザ同盟人、中世のベルギー、オランダ、英国、スペインとポルトガル、フランス、ドイツ国民（プロイセンとオーストリア）、ロシア、北米、である。この順序は前述した『自然的体系』の歴史的部分の順序とは違っており、『国民的体系』第一編「歴史」の順序と酷似している。⁽³⁾次に、この論文の内容について『自然的体系』および『国民的体系』とくらべてみると、ざっとみて三つの点に気がつく。

第一に、歴史的考察の対象になっている材料は『自然的体系』—「歴史的見地」—この論文—『国民的体系』の三つの作品に共通する部分が多岐にわたる。但し、『自然的体系』の歴史的部分（第七—十三章）のうちごく新しい時代に関する部分、たとえば第二十八章「フランスの経済の歴史の回顧」の後半（『リスト全集』第四卷四五二—四五三ページ以下）や第三章「北アメリカ合衆国の経済の歴史の回顧」の後半（同じく五〇七—五〇八ページ以下）はこの論文には載っておらず、大幅に手を加えられて、主として『国民的体系』の第四編「政策」第三三章「島国の支配権と大陸の列強」に収録されている。

第二に、右に述べたように、この論文は『自然的体系』第二七—三二章の各国の経済の歴史の回顧のうちごく新しい時代に関する部分を除いて、これを大幅に補充したり省略したり書きなおしたりしてきたものである。そして、この論文は『国民的体系』第一編「歴史」に受けつがれるのであるが、そのさいに、この論文のうちフランスを扱った部分（『リスト全集』第五卷三四—三九ページ）と米國を扱った部分（同じく三四—四五ページ）は、ほとんど手を加えられずにそのままの形で『国民的体系』第六章「フランス人」（二三五—四〇〇ページ）と第九章「北アメリカ人」（二五九—六二二ページ）に再録されている。

第三に、この論文は近世諸国民の貿易政策の歴史を述べたあとで、最後に「こうして旧世界と新世界との主要な諸国民の貿易史から、自由と制限というあい対立する一つの制度に対して以下のこと明らかになる」と結論を述べている。この結論の部分(『リスト全集』第五卷三四五―四九ページ)も、ほんの数か所を僅かに訂正しただけで、『国民的体系』第一編「歴史」第十章「歴史の教え」の後半(一七四―七九ページ)にほとんどそのままの形で再録されている。このように、この論文には『自然的体系』を書き上げたあとリストが進めた歴史の勉強の跡が、その進行状況ともによく表われている。以下、ドイツ国民の部分の叙述に表われているリストの関税同盟論を検討してみよう。

ドイツ国民は「事物の自然と経験とにもとづくよりも学校教育制度の力にもとづく理論家たち」に指導され、多数の小さな主権国家の関税国境線によって分裂させられ、すっかり諦めて世界主義の学説が命ずるところに従っていた。大陸制度の下で勃興したドイツの工場が破滅するのをみて、なお、理論家たちの「自由貿易による救済の」約束に期待していた。ドイツからの羊毛の輸出が英国の高い輸入関税によって制限され、羊群の減少に追いこまれるのをみて、自由貿易の効用を疑わなかった。ドイツの穀物と建築用材が英国の市場から排除されるのをみて、なお、自由都市に居住する英国の工場の代理商たちが言いふらす御託宣をありがたがって読んでいた。

「諸外国の貿易よりも近隣のドイツ諸国を圧迫するように作用した」プロイセンの新関税法が国民の中に眠っている健全な常識を目覚めさせた。地方的関税の撤廃と国民的関税制度の創設を目指す商人と工場主の協会(一八一九年の協会)が設立され、周知のドイツ商業同盟(一八三四年の関税同盟)の創設へと進んだ。「この同盟は有効な貿易制度の実現には余りに小さく、相互間に自由な貿易を作りだして外国に対して共同の関税制度によって彼らの貿易利害を守ろうという意図で結集した各国の結合に他ならない。この商業同盟の制度は緩やかな保護制度に他ならず、それ以前の分散した関税線の廃止によって生じた各国の財政の欠損を輸入関税の収入によって補填する目的と結びついて

いる。この制度は発足して数年しかたっていないのに、すでに十分望ましい効果を表わしている。ドイツの工業と農業は発足以来いたるところで繁栄に向かっていることが確かめられるが、このことは発足以前には想像がつかなかった。」

次の段落でもう一度同じ趣旨のことを述べている。大陸制度の下でプロイセンの工業は他の小国以上に発達したが、平和の回復後〔大陸制度の崩壊後〕国内では英国の競争が、英国市場ではプロイセンからの木材、穀物、羊毛輸出に対する制限が重なった。「同じような不利な状態の下で強力な措置へ踏みだすのにフランスでは数か月しかかからなかったのに、プロイセンでは数年かかった。たいてい大学教育を受け、そこで世界主義の理論を身につけたプロイセンの官僚には、貿易の自由という観念から離れることは難しかった。しかし、ここでも事情の力は抽象的な理論の力より強かった。」緩やかな保護制度を採用した一八一八年のプロイセン関税法の制定。全ドイツの商業的結合を目指したドイツの商人と工場主の協会の結成。ヴュルツテンベルクとバイエルンの代表の熱心な活動によって南ドイツの結合〔一八二八年の南ドイツ関税同盟〕が成就すると、それまで他国との関税統合に乗り気でなかったプロイセンも、しだいに「ドイツの中小諸国との結合を通じてのみ強力な貿易制度が実現される」ことを確信するにいたり、一八一八年のプロイセンの関税表が僅かな修正をほどこされてドイツ商業同盟の基礎となった。

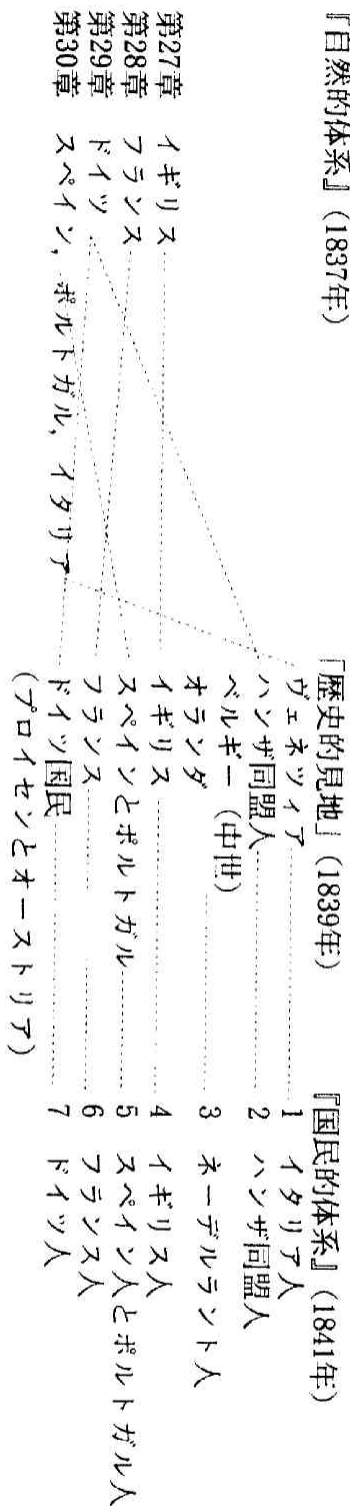
以上のように、この論文に表われたリストの関税同盟論も基本的に『自然的体系』および「穀物法」論文のそれと変わらない。すなわち、関税同盟の成立の客観的条件としてナポレオン戦争後（大陸制度崩壊後）の英国製品のドイツへの流入とドイツからの輸出に対する英国の輸入関税の影響をあげ、一方、主体的勢力としてリスト自身が指導した「ドイツ商人・工場主協会」の活動と南ドイツ両国の結合をあげているのである。⁽⁴⁾パリ時代のリストの関税同盟論は、このように、同盟の成立に対する自らの努力を積極的に振り返るとともに、同盟の関税が緩やかな保護関税としてド

イッの産業の発展を促進したと、同盟の果たした役割を一般的に肯定するものであった。それは、現実のドイツ関税同盟に関税・貿易政策をめぐる重大な対立がまだ起きていなかったという、関税同盟の状況と関連していたからだと考えられるが、一八四〇年五月にパリを発ってドイツへ戻ったリストが執筆と運動を通じて——関税・貿易政策の提言や運動でなく——テューリンゲンと南ドイツの鉄道建設に全力で取り組んだ点にも表われているのではなからうか。

(1) 『リスト全集』第五卷六三三ページ。リスト自身の記すところでは、この論文はフランスのアカデミーの新しい懸賞課題に対する回答の要旨であった。この間のいきさつについては前述したとおりである。『国民的体系』の「緒言」(二二ページ)にはこの論文の題名が間違っていて注記されている。なお、この論文は翌年初めに同誌に発表された「国民的工業生産力」の論文とともに、一八四〇年にスウェーデン語に翻訳されている。

(2) リストはここで、歴史の教えるところを注意深く聴きとることを見事に理解していた人物としてモンテスキューを挙げ、『法的精神』第四部第二〇編第二三章「いかなる国民にとって商業を営むことが不利であるか」で述べられているポーランドの例を引いている。

(3) 『自然的体系』(一八三七年)後半の歴史的部分と「歴史の見地」論文(一八三九年)と『国民的体系』(一八四一年)第一編「歴史」における叙述の順序を図示すると次のとおりである。



第31章	北アメリカ	ロシア	8	ロシア人
第32章	ロシア	北アメリカ	9	北アメリカ人
		結論の部分	10	歴史の教え

(4) ティリーは関税同盟の成立以前の英・独関係に関する通説——リストの理解に遡る——を次のように要約している。「ナポレオン戦争が終わって英国からの輸入に対する保護が除去された。英国製品が——文献の中で商品の洪水とはっきり記されている——ドイツへ「ダンピング」価格で売りこまれた。ドイツの企業家は損失を蒙らざるをえず、それによって生産を放棄するよう強いられた。要するに英国は貧しくて分裂していたドイツを搾取し、そのうえ、ドイツが一次産品を英国の工業経済のために生産するように仕向けることができた。その時、関税同盟の形成によってドイツの経済的分裂は除去され、統一的なドイツ市場が創出され、英国の競争に対する保護もかなえられた。」こうした通説の再検討がいま盛んに行なわれている。R. H. Tilly, a. a. O., s. 184; R. H. Dumke, *Anglodeutscher Handel und Frühindustrialisierung in Deutschland 1822-1865*, in: *Geschichte und Gesellschaft*, 5, 1979.